

別表（第4条関係）

補助対象事業	補助対象事業の内容	補助対象経費	補助金の額
中心市街地活性化事業	中心市街地の活性化と地域の賑わいの創出を図るため、指定区域（注1）内において創業する事業（商工会等が実施する特定創業支援等事業による指導等を受けるものに限る。）	補助対象事業に要する経費のうち次に掲げるもの (1) 店舗に係る賃借料 (2) 店舗改装費（注2） (3) 創業や移転に要する機器の購入に要する経費（注3） (4) 広告宣伝費	補助対象経費の合計額の1/2以内の額とし、50万円を限度額とする。 ※店舗に係る賃借料については、1箇月当たり5万円かつ3箇月分を限度額とする。
ごめんエリア重点出店支援事業	ごめんエリアの賑わいの創出を図るため、指定店舗（注4）において昼間営業を行う、飲食業もしくは小売業を新規出店する事業（創業を伴う場合、商工会等が実施する特定創業支援等事業による指導等を受けるものに限る。）	補助対象事業に要する経費のうち次に掲げるもの (1) 店舗に係る賃借料 (2) 店舗改装費（注2） (3) 創業や移転に要する機器の購入に要する経費（注3） (4) 広告宣伝費	補助対象経費の合計額の2/3以内の額とし、150万円を限度額とする。 ※店舗に係る賃借料については、1箇月当たり5万円かつ3箇月分を限度額とする。
新製品等研究開発事業	高等教育機関、公設試験研究機関等と共同研究を行った新製品・新商品・新技術の開発及び南国市内の他の中小企業者等と連携して新製品・新商品・新技術を開発する事業	補助対象事業に要する経費のうち次に掲げるもの (1) 謝金 (2) 旅費 (3) 原材料費 (4) 機械装置の購入又は借用に要する経費 (5) 試験分析外注費 (6) 技術指導受入費 (7) 市場調査費	補助対象経費の合計額の1/2以内の額とし、50万円を限度額とする。
地域特産品等開発事業	南国市の地域資源を活用して特産品や観光資源の開発を行う事業	補助対象事業に要する経費のうち次に掲げるもの (1) 謝金 (2) 原材料費 (3) 機械装置の購入又は借用に要する経費 (4) 試験分析外注費 (5) 技術指導受入費 (6) 市場調査費 (7) デザイン外注費 (8) 試作品開発委託費	補助対象経費の合計額の3/4以内の額とし、30万円を限度額とする。
販路拡大支援事業	対面式見本市へ出展することにより、自社開発製品の販路を拡大しようとする事業	補助対象事業に要する経費のうち次に掲げるもの (1) 出展小間料 (2) 出展小間装飾料	補助対象経費の合計額の1/2以内の額とし、20万円を限度額とする。

		(3) 備品借上げ料 (4) 製品等運搬料 (5) 見本市で使用するためのパンフレット等の作成費	
専 門 家 派 遣 事 業	種々の課題や新事業・新分野等に取り組もうとする意欲のある中小企業者等に対して、それらの課題を分析し、事業計画策定等のサポートを行う専門家を派遣する事業	補助対象事業に要する経費のうち、1年度において、20回までの派遣に係る謝金及び旅費	補助対象経費の合計額。ただし、1回の派遣について、1万円を限度額とする。
南 国 市 中 心 市 街 地 振 興 計 画 実 現 支 援 事 業	南国市中心市街地振興協議会において承認を受けたアクションプラン（南国市中心市街地振興計画の実現のための行動計画をいう。）に定める取組を実現しようとする事業	補助対象事業に要する経費のうち次に掲げるもの (1) 謝金 (2) 旅費 (3) 原材料費 (4) 会場借上料 (5) 会場設営費 (6) 広告宣伝費 (7) イベント保険料 (8) 郵送料 (9) 消耗品費 (10) 役員費 (11) 調査研究委託費 (12) 警備委託費 (13) 技術指導受入費	補助対象経費の合計額。ただし、30万円を限度額とする。

(注1) 指定区域とは、南国市立地適正化計画で定める都市機能誘導区域及びその周辺で市長が特に必要と認める地域をいう。

(注2) 店舗改装費には、動産を含まない。

(注3) 創業や移転に要する機器には、汎用性が高いものは含まない。

(注4) 指定店舗とは、やなせたかしロード及びシンボルロードのうち、別途定める区間に面した店舗及びその近隣で市長が特に必要と認める店舗をいう。

備考

- 1 市長が補助対象経費として適当でないと判断した経費は、補助金の交付対象としない。
- 2 補助金の額について、1,000円（中心市街地振興計画実現支援事業については、1円）未満の端数は切り捨てるものとする。
- 3 補助対象経費について、他の補助金等で賄われる金額がある場合の補助金の額は、次のAとBを比較し、いずれか低い額とする。

A：表の規定により算出された額

B：（補助対象経費×表に規定する補助率）－他の補助金で賄われる金額

※0を下回る場合にあっては、0とする。